

構造的支配—権力パラダイムの 学説史的位置付け（2）

坂 本 雅 則

キーワード

株式制度
有限責任制度
自由譲渡原則
会社機関制度
現実個別資本運動
擬制個別資本運動
法律的所有行為
管理的所有行為

目 次

はじめに

批判的経営学説の到達点；片岡生産諸関係説

1. 既存学説の全体状況
2. 片岡生産諸関係説の内容
3. 片岡生産諸関係説による止揚

（以上まで第47巻1/2号）

片岡生産諸関係説と構造的支配—権力パラダイムとの接点

1. 「所有と支配」論の問題状況
 - 1) 株式会社の制度的特徴
 - ① 株式制度・有限責任制度
 - ② 自由譲渡原則
 - ③ 会社機関制度
 - 2) 所有権の変質
 - 3) 既存理論における二つのパラダイム
 - ① 法パラダイム
 - ② 組織パラダイム
 - ③ 既存パラダイムの有効点と限界点
2. 片岡説における「所有と支配」
 - 1) 「所有」概念の再考
 - ① 社会システムに関する認識；再論
 - ② 「所有＝所有行為＝支配」論の提起
 - 2) 所有行為としての個別資本運動

① 物象化論・疎外論

② 株式会社制度；個別資本運動の分化

③ 片岡「会社自体」論の意味内容

3) 片岡説の到達点

3. 構造的支配—権力パラダイムにおける「所有と支配」

1) 構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場

① 既存パラダイムと方法論的立場

② 存在の三層領域論；實在の領域の設定

③ 「社会構造」と「人間主体」の因果的作用形態

時間的先行性

主体依存性

選択力・意思決定力

④ INUS 条件と TMSA モデル

（以上まで本号）

2) 構造的支配—権力パラダイムの概要

3) 片岡説との接点

4) 片岡説との相違点

5) 構造的支配—権力パラダイムの到達点

おわりに

片岡生産諸関係説と構造的支配 ——権力パラダイムとの接点

前稿ではできるだけ忠実に片岡生産諸関係説を再構成することに主眼があった。また、議論は「方法論」に意図的に集中させた。しかし、片岡説は「方法論」にとどまらず、「企業における所有と支配」という個別領域に適用されている。構造的支配—権力パラダイムは「企業における所有と支配」という領域を通じて理論化

されたパラダイムであるから、この領域における議論によって片岡説との類似性と相違点を析出させるとわかりやすいと思われる。

以上のことをふまえて、本稿と次稿では、次の順序で論述していく。

まず、「企業における所有と支配」論における問題状況を簡単にふり返る。

次に、片岡説による「所有と支配」の内容をできるだけ忠実に追跡し、「所有と支配」論の問題状況をどのように把握しているのか、その到達点と限界点を指摘する。

そして最後に、筆者が主張する「構造的支配—権力パラダイム」における「所有と支配」の内容を提示した上で、片岡説と構造的支配—権力パラダイムとの説明力の差・二つの理論の接点（継承点と発展させている点）について述べたいと思う。

1. 「所有と支配」論の問題状況

前稿では片岡生産諸関係説が批判的経営学における最高到達点であることを示したが、基本的には「方法論」に絞り込んだ議論であった。

片岡が自らの説を具体的に適用しているのは「企業における所有と支配」という社会科学の多くの個別学問分野で、「古くて新しい」議論が展開され続けている領域である。片岡生産諸関係説は個別領域にはどのように適用できるのだろうか。生産諸関係説によって、既存理論では見えなかったどういう点を具体的に説明してくれるのだろうか。

企業支配論は「所有と支配」と表現されるように、「所有」状況と「支配」状況との関係に関する議論であり、基本的には「所有（者）＝支配（者）」と考えている。問題になるのは、ここでいう「所有」という概念によってどういう「具体的状況」を指しているのか、であり、これが「所有と支配」論における大論点となっている。

ここでは片岡の具体的適用を見る前に、「所有」「支配」概念が指示する「具体的状況」を確定する作業を行い、企業支配論＝「所有と支配」論の問題状況をつかんでおくことにする。

1) 株式会社の制度的特徴

Berle/Means を持ち出すまでもなく、「所有と支配」論は株式会社化した巨大企業を議論の対象にしており、株式会社化する以前の個人企業レベルにおける「所有」状況などは自明のことであると議論にさえない。

個人企業レベルの「所有」状況を具体的に考えると、法律的所有権者＝資本家＝企業家＝起業家＝創業者＝経営者というものである。

そうすると、「所有＝支配」とした場合、「法律的所有権者」が資本家的側面、企業家的側面、起業家的側面、創業者的側面、経営者の側面をすべて併せ持っていることから、「所有（者）＝支配（者）」というのはあまりに当然だということになる¹⁾。

すなわち、「所有」を法律的な意味で解釈しようが、実質的な意味で解釈しようが、問題はないわけである。しかし、株式会社化すると事情が変わる。

これには株式会社制度の「制度的特徴」が影響している。周知のことではあるが、株式会社制度というのは「間接有限責任」を徹底させた会社形態であり、以下のような制度的特徴を持つ。確認しておこう。

① 株式制度・有限責任制度

株式とは「社員としての地位を細分化した割合的単位」のことで、人的会社と違って、株式保有者は「間接・有限責任社員」として、会社債権者に対して何らの直接的な責任を負わず²⁾、

1) 個人企業レベルの権力分析などあまりにも当たり前すぎてする必要はないということで、既存企業支配論では問題にされなかった。しかし、実際のところは、個人企業レベルでも権力状況は複雑であり、いわゆる「資本家」が想定されているように排他的・独占的に権力を行使していることの方が実は瞬間風速的なものである。詳しくは、拙著『企業支配論の統一的パラダイム—「構造的支配」概念の提唱—』文眞堂、2007年、第4章の事例を参照して欲しい。

2) 人的会社も「会社」ではあるため、会社財産の法律的所有権者はいくまでもなく「法人」である。しかし、人的会社における「社員」は基本的には「無限責任」を負うことから、事実上会社債権者

出資額を上限として、それ以上の経営責任を負わない仕組みとなっている。

「株主」という表現は「主人」という言葉の連想から、「会社の主人」であるというイメージを彷彿とさせるし、またそのようなイメージが常識化しているが、あくまで「share/stockholder = 株式保有者」であり、「bondholder = 社債権保有者」と同等の表現であるべきだろう。

株式保有者と社債権保有者が実際に保持／行使する権力が同格かどうかはある程度判断が分かれることだろうが、「間接有限責任社員」であることから言っても、個人企業や人的会社における「所有者」と同じ表現をするには、株式保有者はあまりに無責任な制度的立場である。

② 株式自由譲渡原則

「株式」は証券市場で基本的に自由に譲渡することが認められている原則のことをいう。社会に分散している少額の資金も巻き込んで調達することを可能にさせるし、いついかなる時でも、投下した資金を回収できることを意味するから、巨額の資金が集中することを可能にさせる。

なお、株式保有者は「株式」の定義から言っても、「社員としての地位の一部」を売買しているだけであり、会社財産を直接処分して換金しているわけでは当然ない。制度的に「所有が二重化」しており³⁾、「株価」が基本的には配当を平均利子率で還元した額であるとする、会社財産と同一ではないことがわかる。

③ 会社機関制度

「間接」「有限責任」「自由譲渡」の徹底化は、株式会社における「社員」が直接的に経営を行わないことの常態化を意味する。そうすると、「誰が、どういうプロセス・制度を使って、どういう内容の経営を行うのか」ということが確実に担保されていなくては資金調達自体が難しくなる。こうして、考え出されるのが「会社機

関制度」なのである。

「会社機関制度」の制度的担保は、あくまで「法律的所有権者」（ここでは「株式保有者とその総会」）が「経営者」（ここでいう「取締役」）を「選出する」＝「支配（control）する」という制度的枠組みを設定することで、「所有者は使用・収益・処分権をすべて統合した支配者である」という個人企業や人的会社との整合性を維持しているわけである。

2) 「所有権」の変質

以上の制度的特徴を前提にすると、株式会社における間接・有限責任社員としての地位保有者である株式保有者が保持する「所有権」というのは、人的会社までの「所有権」とは一用語としては同じではあるが一実質的に意味させている内容がかなり違うことがわかる。

民法では、複数の人が一個の物を共同で所有する場合、三つの形態；「共有」⁴⁾、「合有」⁵⁾、「総有」⁶⁾を想定している。

会社財産との関係を考えた場合、合名会社社員は「合有」に相当し、株式会社社員は「総有」に相当する。すなわち、「株式保有」というのは、「持分の保有」では決してなく、あくまで「社員としての地位が細分化された割合的単位の保有」でしかない、ということである。

株式会社制度を採用するということは、その制度的特徴である「間接・有限責任」「自由譲渡原則」によって、本来の法律的所有権者であった社員（個人企業や人的会社）がその「実質性」を失ってしまう可能性が生まれることを意味するのである⁷⁾。

4) 複数の人が一個の物の上の所有権を分量的に分割して有することであり、各共有者は持分権を有し、その持分について処分や分割請求が原則可能である。

5) 共有同様、各人が持分権を有するが、各人の団体的結合があり、その目的によって持分の処分や分割請求が制限 or 禁止されている。

6) 各人は一つの団体を形成し、その団体が物の管理・処分権限を有し、個々の構成員は持分権を持たず、団体的拘束の下での物の使用・収益権を与えられるに過ぎない。

7) 実質性を失うと、民法上の規定である「所有ノ

者に対して「直接責任」を負うことになり、法人制度は議論にならない。

3) 会社財産に対して法律的所有権を持っているのは「法人」であり、その「法人」自体を「株式保有者総体」が構成しているという関係である。

3) 既存理論における二つのパラダイム

株式会社制度の普及は資金調達額の巨額を意味し、経営規模の巨大化を促す一方、会社機関制度に象徴されるように、株式会社制度は責任を負う主体が誰もいないのであるから、「誰が、
どういう制度を通じて、経営を行うか」という問題が発生する⁸⁾ことになるのだった。

こうして、企業における「所有と支配」の問題が発生するわけであるが⁹⁾、既存企業支配論は二つのパラダイムに類型化できる。

① 法パラダイム

株式会社制度が、法律的所有権を変質させ、その「実質性」の制度的喪失は「所有と支配」に関してある一つの可能性を生んでしまう。

すなわち、経営規模の巨大化に伴って、株式が分散傾向を示してしまうと、法律的所有権者に相当すると考えられている「株式保有者」が一定の集団性を消滅させてしまい、会社機関制度が想定している民法上の前提、「(法律的所有者に準ずる存在である)株式保有者が、会社機関制度を通じて、取締役(会)を選出する」という前提が崩れてしまうのである。

こうして、経営者が「取締役(会)を選出する権力」を奪取してしまう「経営者支配」状況が現実化してしまうのである。言うまでもなく、Berle/Meansらが提起した最大論点であり、経営者支配論主流派の前提である。

他方、「(マルクス主義者を含む)経営者支配論を否定する説＝所有者支配論」の方は「株式の分散」などは幻想で、それなりの適切な調査を行えば、大株主をはじめとする一定のまとまりを持った所有者集団がどこかには存在しており¹⁰⁾、彼ら企業の法律的所有者 or それに準じ

た株式保有者が支配者として君臨していると考えられるわけである。

これら2つの説は、「経営者支配」という状況認識に関して、一方は肯定し、他方は否定しているという意味で対立しているが、「所有＝法律的所有権＝株式所有権＝支配」という前提を基礎に、独立変数を「株式保有状況」、従属変数を「取締役(会)を選出する権力」として、両者の連動性を想定しているのである。

すなわち、経営者支配肯定説にしる、否定説にしる、対立しているかのようであるが、株式会社制度を前提にしなければ成り立たない議論であり、両者ともにこのことを基礎した「支配」という現象に関して、概念的に説明するときの論理構造¹¹⁾で、近代法的な所有権観¹²⁾を中心に論理展開されている。まさに法パラダイムと呼べる所以である。

以上の状況を表にまとめ、代表的論者を挙げておくと以下になるだろう。

	法パラダイム	
	経営者支配論	所有者支配論
権力の基礎	所有＝法律的所有権＝株式所有権＝支配	
独立変数	株式保有比率状況	
	株式分散	株式凝集
従属変数 (権力タイプ)	選出権力 (power to select)	
支配者	専門経営者	株式保有者(群)
代表的論者	Berle/Means, Lerner, Blumberg, Perlo Burch, Chevalier, Fitch/Oppenheimer Kotz, Scott, Mintz/Schwartz 奥村宏・北原勇・三戸公・西山忠範	

「者が使用・収益・処分権を統合して持つ」という前提が壊れてしまう。そこで、「会社機関制度」が担保されているわけである。

8) 最近の「コーポレートガバナンス」に関する議論と同じ内容である。筆者の解釈では支配論とガバナンス論とは同じパラダイムを共有している。詳しい議論は次稿以降で展開する予定である。

9) いわば、「所有＝支配」という民法上の前提が崩れる問題が生じるという意味である。

10) John Scottの「利益星座状連関を通じた支配」概念やMintz/Schwartzらの「金融ヘゲモニー」概念はここでいう「一定のまとまりを持った所有者集団」が経営者に及ぼす「権力」のあり方を概念規定したものであると言える。

11) 拙著で採用されている「パラダイム」の定義である。

12) 法律的所有権者は対象に対する「使用・収益・処分」権を統合した支配権を保持するという近代民法の内容を指している。

② 組織パラダイム

「所有と支配」論にはもう一つのパラダイムが存在する。このパラダイムも法パラダイムの最大論点である経営規模の拡大、株式会社制度とその普及、それに伴う株式分散、専門経営者の台頭といった社会経済状況を見無視しているわけでは当然なく、むしろそれを前提にした議論となっている¹³⁾。

法パラダイムと同様、「所有＝支配」であると考えてはいるが、組織パラダイムにおける「所有」というのは「対象に関する占有／実質的所有」を意味している点で大きく異なる。

すなわち、「所有＝占有／現実的所有＝支配」という前提で、独立変数を「戦略的地位」にし、従属変数を「占有権力」という関係が維持されている。株式会社制度の普及に伴う「株式分散」状況は、「占有」状況に対して影響する範囲で取り上げられるのであり、法パラダイムのように、「株式保有状況」自体を決定的かつ最終的な論点だとは考えていないわけである。

当然、論者によって何をもって「占有状況」というのかは違ってくるわけだが、戦略的地位を保有している専門経営者が支配者となるという論理展開自体は維持されている。組織における戦略的地位が独立変数となっているという意

	組織パラダイム
	経営者支配論
権力の基礎	所有＝占有(実質的所有)＝支配
独立変数	戦略的地位
従属変数 (権力タイプ)	占有権力 (power to possess)
支配者	専門経営者
代表的論者	Burnham, Gordon, Galbraith, Herman

13) このことが影響してだと思われるが、組織パラダイム論者が法パラダイムの一部として議論されることが多い。しかし、筆者が掲げたような「パラダイム」の定義からすると、明らかに法パラダイムとは違う。具体的な学説の吟味は、『龍谷大学経営学論集』で「組織パラダイムの概念構成」と題してすでに連載している。参照してほしい。

味で組織パラダイムと表現できる。

法パラダイムと同様、組織パラダイムの論理と代表的論者をまとめると前段のような表となる。

③ 既存パラダイムの有効点と限界点

ここで詳しく展開する必要はないのでやらないが、拙著の事例分析から抽出できた既存パラダイムの有効点と限界点をまとめると以下の表のようになる¹⁴⁾。

	法パラダイム	組織パラダイム
パラダイムの有効点	経営諸資源が個別分権的に存在していることを指摘可能 選出権力 + 外部利害集団からの権力	戦略的意思決定主体を権力主体として指摘可能 占有権力
捕捉できない論点	論点a)【法パラダイム】 同じ事例であっても時期がずれたりするだけで、同じ「所有権」保持主体であるのに、選出権力を行使したりしなかったりすることを説明できない 論点b)【拡大法パラダイム】 「権限の委譲」を考慮することで論点a)をクリアし、「所有権」と関連しない権力主体も委譲された権力であるとして指摘可能となるが、権力間関係を理論化できない	論点c)【組織パラダイム】 直接的に戦略的意思決定構成主体を指摘できるが、戦略的意思決定主体以外の権力を理論化できない 論点d)【拡大組織パラダイム】 意思決定を戦略的な領域に限定しないことによって論点c)をクリアし、多くの権力主体を指摘できたとしても、権力間関係を理論化できない
	論点e) 権力が「委譲」されていると解釈しても【論点b)】、意思決定レベルを拡大させても【論点d)】、なぜ、どういう基準で、当該の時期に当該主体が当該タイプの権力を行使できるのか、ということの説明ができない	

2. 片岡説における「所有と支配」

片岡説では「所有と支配」の問題状況をどのように理解するのだろうか。他の「所有と支配」論の議論と同様、片岡説でも「所有＝支配」であることにはかわりはないが、前稿で指摘したとおり、片岡説は社会システムに関する認識として、物象化論・疎外論が底流として流れている。そのことが「所有」概念に独自性を持たせることにつながっており、「企業の生産諸

14) 拙著から若干の修正を行って引用している。

関係」概念の導入が影響していることがわかる。具体的に見ていこう。

1) 「所有」概念の再考

片岡物象化論・疎外論から言えば、既存支配論における「法パラダイムの問題状況 (Berle/Means 系統の議論にせよ, マルクシストの議論にせよ)」は「所有」を法律的側面でしか解釈しない「法物神」的発想であり、それが支配論の問題状況を (狭く) 限定してしまっていると考え¹⁵⁾。では片岡は「所有」という用語でどういう「具体的状況」を捉えようというのだろうか。

① 社会システムに関する認識; 再論

先ほど指摘したとおり、片岡「所有」概念の具体的内容を検討するには、片岡の社会システム認識をおさらいしておかなくてはならない。

まず、片岡は社会システムの歴史を「自然史的過程」として位置づけるのだった。社会史 (社会的自然) を自然史との同一性と差異性で捉えることで、社会史が持つ特殊運動法則を考察する。

そして、「社会的自然」の種差性は、人間が労働を通じて自然に対して働きかけることで (=生産), 第二の自然である「歴史・社会・文化」を形成・発展させる点にあり¹⁶⁾、「人間存在にとって基本的な必要事であり条件でもある」人間労働を通じて、自然と社会とは相互に浸透し、社会史が (相対的に) 独自に分化・生成・展開しはじめる考えるわけである¹⁷⁾。

すなわち、「対象化された過去の労働につぎと生きた労働を結合するという形で、対象化された労働と生きた労働との全体社会的な結

合労働の総体を形成しており、人間はそのような結合労働の総体でもって自然を獲得している」¹⁸⁾。そして、これら一連のプロセス全体を「社会システム」と考えていたのであった。

② 「所有=所有行為=支配」論の提起

以上のような社会システム認識を持った片岡にとって、「所有」「支配」概念によって、どのような状況を指示しているのかということ、「本源的には、所有とは生産と同一」であり、「所有」とは「特定の社会形態のもとでそれを媒介として自然を獲得することであり、そのことによって、人が物に対して自己の物として関係行為をもつこと」すなわち「所有行為」と呼べる「具体的状況」を意味し、「支配」とは「人間が外界の自然に対してもつ占有・使用・処分といった包括的支配 (意思的支配)」という「具体的状況」となる。なお、ここでいう「意思的支配」というのは、単に観念の上でのことではなく、現実にわがものとする能動的獲得行為 (活動) こと」をいう¹⁹⁾。

したがって、片岡も、他の論者と同様、確かに「所有=支配」と考えているわけであるが、他の論者とはかなり違い、それは片岡なりの社会システム認識を前提にした上記のような「具体的状況」を指しているのであり、「所有=所有行為=支配」なのである。

しかし、このままでは「人間の自然獲得行為」ということを言っただけで、あまりに一般的な内容過ぎることは自明である。そこで、「占有」「意思決定」概念を媒介概念として追加し、「所有行為」がさらに具体化されることになる。

まず、片岡は「占有」を「物がある人の支配領域に事実として物理的に属している状態」²⁰⁾「物がある人の実質的支配のもとにある状態であって、それがどのような権利関係に基礎づけられているのかを問うことなく、とりあえず、物に対する支配の現状を尊重し、物的秩序の維

15) 片岡が『現代企業の所有と支配: 株式所有論から管理的所有論へ』白桃書房、1992年で批判対象としているのは、法パラダイムの議論である。以下、『所有と支配』と表現する。

16) 篠原三郎、片岡信之『批判的経営学』同文館出版、1972年、245頁を参照。以下、『批判』と表現する。

17) 片岡信之『経営経済学の基礎理論: 唯物史観と経営経済学』千倉書房、1973年、4頁を参照。以下、『基礎理論』と表現する。

18) 『基礎理論』17頁から引用。

19) 以上すべて『所有と支配』14頁から引用。

20) 『所有と支配』14頁から引用。

持をはかろうとする趣旨で認められる概念」²¹⁾とし、「所有行為」の「下位概念」と捉えている。

そうすると、可能性としては、「所有行為」と「占有」が一致する場合、不一致の場合、対立する場合がありえることになり、「所有行為」が形式的・法律的意味に還元されて理解される根拠を生み出すという²²⁾。

さらに、吉田民人の「所有＝意思決定」論が活用される。すなわち、吉田は「所有現象」を捉えるに際して、所有主体、所有客体、所有内容を考え、所有内容として「意思決定」概念を使う。

そうすると、「所有現象」は「一定の客体への一定の関係行為をめぐる一定の主体の一定の社会的に自律的・実効的な意思決定の可能性」として捉えられ、「所有」とは「ある個人または集団的な主体が、ある客体に対して、他の主体から制約されず、つまり自律的に、ある関係行為をなしうる関係」「客体に対する一定の自律的な関係行為の可能性の集合」となり、それが現実化した現実態は「現実の関係行為のそのもの」となり、「管理」と把握されるのである²³⁾。

2) 所有行為としての個別資本運動

これまでの議論は「社会システム」に関する認識であり、いわば「人間による自然獲得行為」論であった。すなわち、全人類史において存在した「社会システム」すべてに共通する議論であり、「特定の社会形態」を限定したわけでもなければ、「個別資本レベル」の議論でもなかった。

① 物象化論・疎外論

これも前稿で指摘したことであるが、片岡説は社会システム認識として「物象化論・疎外論」を基礎にしている。

物象化論・疎外論は社会システム一般に関する議論ではなく、「特定の社会形態」における

社会システムの話である。「特定の社会形態」を限定するためには、「一定の仕方による活動の交換」＝「生産関係」を特定化しなければならない。

すなわち、「ある特定の生産関係」という条件下では、労働主体と労働生産物が対立的な関係になってしまう状況（＝疎外状況）が起きうると考えられており、このような条件を「人間関係の物化＝物象化」とし、人間が「物象化された状況」を統制するのではなく、逆に「物象化された状況」の方が人間を規制するようになると捉えるのである（物象の人格化）。

さらに限定して、労働力までが商品化した資本制社会システムを考えた場合、疎外状況はさらに特殊な状況を呈する。資本制社会システムでは、市場を通じた「活動の交換」によって、社会的生産が達成されることを意味し、このような「特殊な物象的依存構造」を持つ社会システムでは、物象的相互依存関係によって生み出される「資本運動」が人間の活動を制約・規制・支配する特殊な疎外状況を生み出すのである²⁴⁾。

労働力商品は「契約過程」では自由な市場取引に過ぎないが、その「支出過程」においては企業が債権を持ち、企業に命令権・支配権がある。すなわち、諸労働力の消費過程は資本価値の一現存様式であり、資本運動の生産力なのである²⁵⁾。

以上のことから、資本制社会システムにおける「所有行為」というのは、資本運動として現実化すると言える。

② 株式会社制度；個別資本運動の分化

以上までの議論は、社会的自然の特殊形態である資本制社会システムにおける所有行為のあり方であり、所有行為は資本運動として現実化するのだった。しかし、企業レベルの議論ではない。いわば経済学のレベルの話である²⁶⁾。

21) 『所有と支配』112頁から引用。

22) 『所有と支配』15頁を参照。法パラダイムの理論的前提が、片岡「所有行為」論からいうと、いかに限定的なものかを示している。

23) 以上引用箇所はすべて『所有と支配』17頁から。

24) 『所有と支配』6-7頁を参照。

25) 『所有と支配』110頁を参照。

26) この部分における議論が批判的経営学説における個別資本規定に関する論争の中心であった。詳しくは前稿を参照してほしい。

では、(経営学で扱う)企業における「所有と支配」状況はどのように理論展開できるだろうか。前稿で指摘したとおり、片岡には独自の社会システム認識を基礎にした独自の「個別資本規定」があり、それが「所有と支配」状況で具体的に展開される。

片岡にとって、社会システムレベルの「生産諸関係」によって生み出される運動法則「資本運動」は、より具体化された企業レベルにおいては「企業の生産諸関係」によって生み出される運動法則「個別資本運動」として、「相対的独立性」の観点から把握されるのだった。

まさにこれこそが経営学の研究対象とされるのだった。すなわち、企業レベルに生産関係を認めることに片岡の個別資本規定の特徴があったわけである²⁷⁾。

では、「株式会社制度」の導入は「所有行為としての個別資本運動」にどのような影響を与えるのだろうか。

株式会社の制度的特徴の箇所では指摘したとおり、株式制度・有限責任制度の導入は「所有の二重化」を引き起こし、さらに自由譲渡原則の導入によって、会社財産とは関係なく、株式が株価を独自に擬制的に形成することになる。企業内で機能する「現実資本」運動とは別に、配当を平均市場利子率で割り引いた「擬制資本」運動が形成され、独自に運動することになる²⁸⁾。

すなわち、株式会社制度の導入は個別資本運動が現実個別資本運動と擬制個別資本運動とに分化して、二重化するのである²⁹⁾。

こうして、「所有行為」も個別資本運動の二重化に連動して二重化すると考えられるのである。すなわち、擬制個別資本運動としての「法律的所有行為」であり、現実個別資本運動とし

ての「管理的所有行為」である。

③ 片岡「会社自体」説の意味内容

では、法律的所有行為と管理的所有行為が意味する具体的状況はどういうものなのだろうか。

まず、「法律的所有行為」の場合、実際的には「株式保有者が保持する行為」である。「株式保有者総会」³⁰⁾は最高意思決定機関とされるが、それは法制度上の規定であり、あくまで「なし得る可能性」でしかない。

すなわち、「実際にやっている行為」³¹⁾としては

- a) 使用・収益・処分といった物に対する全面的物権とはかけ離れており、経営管理という業務執行権は存在しない
- b) 分割された社員権である株式(の一部)を保有しているに過ぎず、擬制資本を構成しているに過ぎない
- c) 株式の取引というのは現実資本(会社財産)の売買ではなく、あくまで「収益請求権」の売買でしかない

というのが実情で、他人資本とされる「社債」と比較したとき、社債の証券化が進行し、株式利回りが平均利子率に接近している状況では、実質的に「株式」との類似性が増しているという³²⁾。

他方、「管理的所有行為」の場合を考えてみると、個人企業・人的会社レベルであれば、資本家ないし企業家が担っている「所有行為」を指すわけであるから、経験論的にも理解しやすい。

しかし、株式会社企業の場合、資金調達の大額化に連動した経営規模の巨大化で、現実個別資本運動が時間的にも空間的にも「組織化」されることになる³³⁾。

すなわち、

30) 一般的には「株主総会」と表現されているものである。

31) 『所有と支配』54頁、56頁を参照。

32) 『所有と支配』59-61頁を参照。

33) 『所有と支配』86頁を参照。片岡の立場から言うと、現実資本が私的所有権の枠組みを否定したことにはならないし、資本運動が否定されるわけでもない。事態は逆で、資本運動の構造的規定性から支配現象を読み解こうという意図である。

27) 「生産＝労働の対象化」であり、「生産関係」は「活動の交換」なのである。したがって、企業内の組織にしる、管理にしる、活動の交換プロセスの一契機であると捉えることができるのであった。詳しくは前稿を参照してほしい。

28) 『所有と支配』49頁を参照。

29) 『所有と支配』53頁を参照。

- a) 企業家利潤から企業利潤へ、総資本利益率重視へと推移する傾向
- b) 内部金融傾向の定着とそれが巨額化する傾向
- c) 創業者利得が株式プレミアムとして内部化される傾向
- d) 株主の軽視・外部利害集団化傾向
- e) 法律レベルの機関構造（株主総会、取締役会など）と企業自体の経済的レベルの構造（現実資本運動の構造化された協働体系）との分離傾向
- f) 経営管理層の量的増大と自律的支配力の強化される傾向
- g) 所有権の多元化傾向
- h) 意思決定の組織化傾向

などを列挙し³⁴⁾、これら一連の管理的所有行為の主体を「会社自体」と表現し、その自律化傾向を指摘している。

企業における経営組織・管理活動や過程というのは、「企業による自然の獲得＝所有」であり、「その上に立っての企業による剰余価値の獲得＝所有であるという、所有活動そのものである（所有としての管理）」³⁵⁾。まさに人間の自然獲得行為が疎外された形態で実現しているといえる。

「所有行為」は「占有」「意思決定」概念を使って精緻化されるのだった。戦略的意思決定過程を考えたとき、日本でもアメリカでも取締役会というのは決定機能も果たさず、形骸化しており、実際は立案は「各部課」レベル、審議は「常務会」レベル、採択は「社長ないし取締役」レベルが行っているという³⁶⁾。

さらに、より詳細に意思決定過程を追跡すると、個人企業・人的会社では完全包括的傾向を持っていた意思決定が、現代企業では各レベルの従業員に分割されており、これは「各労働者は自分に与えられた責任と権限の範囲内では一定の自律性をもちつつ行動して」おり、「各労働

者は一定の範囲内の意思決定・管理を事実として掌握しているのであって、その限りにおいて、それを占有し、所有している」³⁷⁾ことを意味し、管理的所有行為が精緻化されるのである。

こうして、現代巨大企業における支配は、個人企業・人的会社レベルの「人格的支配から物象的連関の中での・物象的強制による非人格的支配」へと変化したとされるのである³⁸⁾。

最後に片岡説を以下のようにまとめておく。

片岡説における「所有と支配」		
「会社自体」論		
権力の基礎	所有＝所有行為＝支配	
独立変数	個別資本運動	
従属変数 (権力タイプ)	擬制個別資本運動	現実個別資本運動
	法律的所有行為 (選出権力)	管理的所有行為 (占有権力)
支配者	物象的強制(個別資本運動)による非属人的支配	

3) 片岡説の到達点

片岡説における「所有と支配」論ははじめに掲げておいた「所有と支配」の問題状況をどこまで把握させてくれたのだろうか。ここでは、片岡説の到達点を吟味したい。

まず、既存理論における法パラダイムでいう「所有＝法律的所有権＝株式保有権＝支配」というのは、片岡説における「所有行為」の法律的側面にだけ限定した議論であり、人間の自然獲得行為全体の非常に限定された部分しか理論化できていないことになる。

また、マルクシストに多い「所有者支配論」は法パラダイムのもう一つの側面であるが、この学派の議論は当時のマルクス主義の通説（スターリン主義）である「所有関係＝生産手段の所有関係」を前提にしており、「生産諸関係」

37) 『所有と支配』106頁から引用。

38) 『所有と支配』122頁を参照。なお、ここでいう「人格化」は「物象の人格化」というときのそれとは違って、「属人的」という意味であり、したがって、「非人格化」は「非属人的＝組織的」というほどの意味である。

34) 『所有と支配』80-107頁、110-111頁を参照。

35) 『所有と支配』111頁から引用。

36) 『所有と支配』99-100頁、102頁、104頁を参照。

のなかで「所有関係」を決定的に重要だと考えている³⁹⁾。いわば、「資本家」は「生産手段の法律的所有権者」だから「支配者」だという常識的議論である⁴⁰⁾。

以上のように、片岡説と法パラダイムと比較した場合、法パラダイムの中核的論点である「選出権力のあり方」は「法律的所有行為」の具体的内容として解釈される。片岡が法パラダイムの論点が「選出権力のあり方」だと明示しているわけではないが、たとえば、いわゆる「機関による株式保有」を基本的には「ウォールストリート・ルール」と捉え、たとえ介入するとしても、「株式投資収益率目的との関連からのかぎりでの影響力行使であり、現実資本(会社)における継続の一貫的包括的な意思決定や管理(利潤獲得=所有活動)の支配ではない⁴¹⁾」といった表現などから、法パラダイムの論点の限界を捉えているといえる。

次に、組織パラダイムでいう「所有=占有(現実的所有)=支配」というのは、片岡説における「管理的所有行為」の側面を理論化した議論であり、法パラダイムに比べれば、直接的に支配状況を理論化していると考えられている⁴²⁾。

片岡が実際に著作において「組織パラダイム」の系統の論者に関する批判的吟味をしているわけではない。どちらかというところ「所有と支配」論の主流派である法パラダイムを批判対象

としている。

しかし、「管理的所有行為」概念で理論化している具体的状況は組織パラダイム論者のそれと同じである。「占有」概念を活用していることからそれはいかがえるし、実際、「管理的所有行為」「占有」「意思決定」概念を活用することで、既出した表の「拡大組織パラダイム」と同じ到達点を獲得できている。

では、片岡説の到達点は既存パラダイムの論点を「法律的所有行為」と「管理的所有行為」とで折衷的に取り込んでいる点にあるのかというところではない。前稿から見てきたように、片岡説は社会システムに関する物象化論・疎外論を基礎に議論を展開している。

すなわち、資本制社会システムでは、物象的依存構造によって生み出される「資本運動」が人間主体を「規制」しているものであり、物象化論・疎外論→社会的生産関係→資本運動→企業の生産諸関係→個別資本運動→人格化⁴³⁾という具体的展開の中で、個別資本運動を所有行為として捉えている。

したがって、法律的所有行為と管理的所有行為とは折衷的に捉えられているのではなく、あくまで個別資本運動の分化形態として統一的に把握される。「経営者支配現象」も個別資本運動としての所有行為の一契機として説明でき⁴⁴⁾、「専門経営者」の本質規定も現実資本自体が要請してくる効率的運用者として把握される⁴⁵⁾わけである。

3. 構造的支配—権力パラダイムにおける「所有と支配」

これまでできるだけ忠実に片岡説の内容を追跡し、再構成してきた。あらゆる学説がそうであるように、片岡説にも限界点が存在する。

39) 『基礎理論』25-26頁を参照。言うまでもなくスターリンの所有論であり、この狭い所有関係を類型化することで、非常に形式的・硬直的な歴史発展段階論を展開したわけである。歴史学の到達点から言って、とても支持できる代物ではない。

40) 法パラダイムの発想では「資本家や労働者は、資本や労賃という物象が個々人に刻印する一定の社会的性格を体化・人格化した存在」(『所有と支配』9頁から引用)といった「人格化」の発想は生まれようがないわけである。

41) 『所有と支配』125頁から引用。

42) 法律的所有行為と管理的所有行為とを比べた場合、後者の方が企業支配論にとってはるかに重要な意義を持つと指摘している。『所有と支配』107-109頁を参照。

43) ここでいう「人格化」概念は「資本家や労働者は、資本や労賃という物象が個々人に刻印する一定の社会的性格を体化・人格化した存在」という意味である。『所有と支配』9頁から引用。

44) 『所有と支配』13頁を参照。

45) 『所有と支配』11頁を参照。

単に限界点を指摘することも可能であるが、そのルートはとらず、まず、構造的支配—権力パラダイムの概要を方法論をふまえて簡単に振り返った上で、「所有と支配」という個別領域における、片岡説と構造的支配—権力パラダイムによる「説明力の差」を明示する。

そして、その個別領域における差がどういう理論的内容の差から生まれているかを吟味し、片岡説の限界点と構造的支配—権力パラダイムの到達点を明確にしたいと思う。

1) 構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場

構造的支配—権力パラダイムの概要をいきなり説明するのも可能であるが、「構造的支配」概念における「構造」概念は非常に特殊な意味で使われている。それを理解するには構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場である Critical Realism (以下、CR と表現) を振り返っておかなければならない⁴⁶⁾。

① 既存パラダイムと方法論的立場

CR は従来の科学的説明様式である Empirical Realism (以下、ER と表現) を批判する形で出てくるが、「所有と支配」論における既存パラダイムは存在論的前提としては ER に依拠している。

ER は二層領域論であり、存在は「事象的領域 (actual domain)」⁴⁷⁾ と「経験的領域 (empirical domain)」⁴⁸⁾ から構成されと考えている。そして、この存在論的前提を基礎に社会理論を類型化すると、「下方還元モデル」⁴⁹⁾ 「上方還元モデル」⁵⁰⁾ 「中間還元モデル」⁵¹⁾ が挙

げられる。

上記のことを前提に、二つの既存パラダイムの方法論的立場を考えてみると、二層領域論を前提にした下方還元モデルであることがわかる。

法パラダイムであれば、「所有＝法律的所有権＝株式保有権＝支配」であったから、当該企業の「法律的所有権 (その派生形態としての株式所有権)」に関する事象と「支配」に関する事象とが「事象的領域」で連動すると想定している。

他方、組織パラダイムであれば、「所有＝排他的占有／現実的所有＝支配」であるから、当該企業の「(地位の) 占有」に関する事象と「支配」に関する事象とが「事象的領域」で連動すると想定しているわけである。

② 存在の三層領域論；実在的領域の設定

既存パラダイムと違って、構造的支配—権力パラダイムは存在を二層領域ではなく三層領域と考える (超越論的実在論⁵²⁾)。存在論的に事象的領域より「深い層 (deep domain)」を「実在的領域 (real domain)」として設定し、「事象的領域」で起きる出来事を、背後で「支配／促進 (govern)」している「構造 (structure)」 「力 (power)」 「メカニズム (mechanism)」 「傾向 (tendency)」といった作用が働いている領域が存在すると想定するのである。

また、三つの領域は存在層が異なっており、「実在的領域」は残り二つの領域の「必要条件」を形成していると想定する。

以上のような存在論的前提では、事象的領域

46) 当然、ここでは必要な範囲でエッセンスだけ触れるだけである。詳細は拙著第1部第2章を参照してほしい。

47) 人間が経験しているかどうかは別にして、ある事象や状況が実際に起きている領域のこと。

48) 直接的にしろ間接的にしろ人間が当該「事象」を実際に経験している経験や印象という領域のこと。

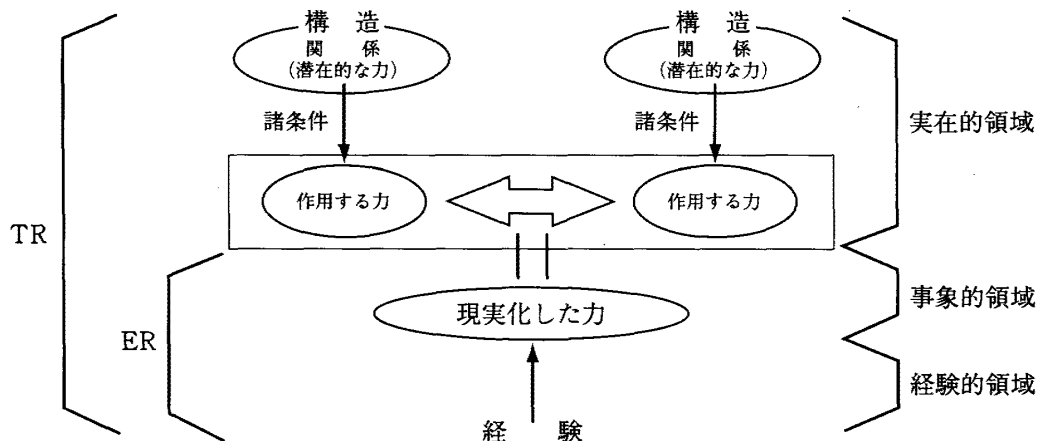
49) 「社会」を「個体」の総和であると説明する立場で、存在論的には社会原子論、方法論的には個体主義となる。すなわち、「社会」現象を説明するときには、常に「個体」に還元し、「社会」は「個体」の行動の単なる総量的結果でしかないとする。

50) 下方還元モデルとは逆で、存在論的には社会実体論、方法論的には総体主義である。すなわち、「社会」現象を説明するときには、常に「社会実体 or 実体としての社会関係」に還元し、「個体」は「実体」の単なる担い手に過ぎないということになる。デュルケーム的社会実体論に典型的に見られる。

51) 二つのモデルの中間的立場で、「社会」と「個体」とはある同一体の二つの側面であるとし、「社会」は「個体」を生み出すと同時に「個体」も「社会」を生み出すと考える。

52) Transcendental Realism の訳語。以下、TR と表現。

TR と ER の比較図



で発現する個別の「事象」というのは、(ある特定の「力」を持った「関係」を内在化させている)「構造」が、ある特定の条件によって、ある特定の「メカニズム」で一定の「傾向性」をもって表出した「作用する力」が重なり合い、合成的した結果であると考えられるわけである。TR と ER との比較図は上記の通りである⁵³⁾。

③ 「社会構造」と「人間主体」の因果的作用形態

TR の三層領域論は自然科学と社会科学との類似性に焦点を当てた議論であった。TR の立場を社会理論に適用した場合、TMSA (Transformational Model of Social Activity) モデルが生み出される⁵⁴⁾。「社会」「個体」のどちらにも還元できないとする立場である⁵⁵⁾。両者ともに一定の自律性を持ち、したがって、ある同一体の二つの側面ではないことになる。時間的経過の中で、「形態変動」を繰り返していく。

時間的先行性

TR という「構造」は、社会的領域において

は「社会構造」として存在すると想定される。いかなる個人も自らの社会生活を円滑に行うためには「先行する一定の社会過程」を通じてしか達成できない。すなわち、人間は自らの再生産を行うためには、生産諸手段やそれに関連する知識や協働や分業関係等といった、「人間主体が自らの居場所を見つけ、自らの目的を達成するために活動する、ある特定の社会関係を内在させた社会構造」を所与として利用せざるを得ない。そういう意味で、「人間主体」は「社会構造」なくして理解できない。

以上のことから、第一の特徴として、CR では社会構造と人間主体との関係を考えると、「時間的側面」を組み込んでおり、**「ある特定の時間的条件下で、過去の人間によってなされた諸活動の産物」という意味において、あらかじめ時間的に先行して形成されている社会構造に、人間は直面する**と考えるのである。

このことは、社会構造が、人間主体に還元できないという意味で、相対的に自律性を持ち、それ自体「創発的」で、因果的作用を人間主体の行動に与えると考えているわけである。

主体依存性

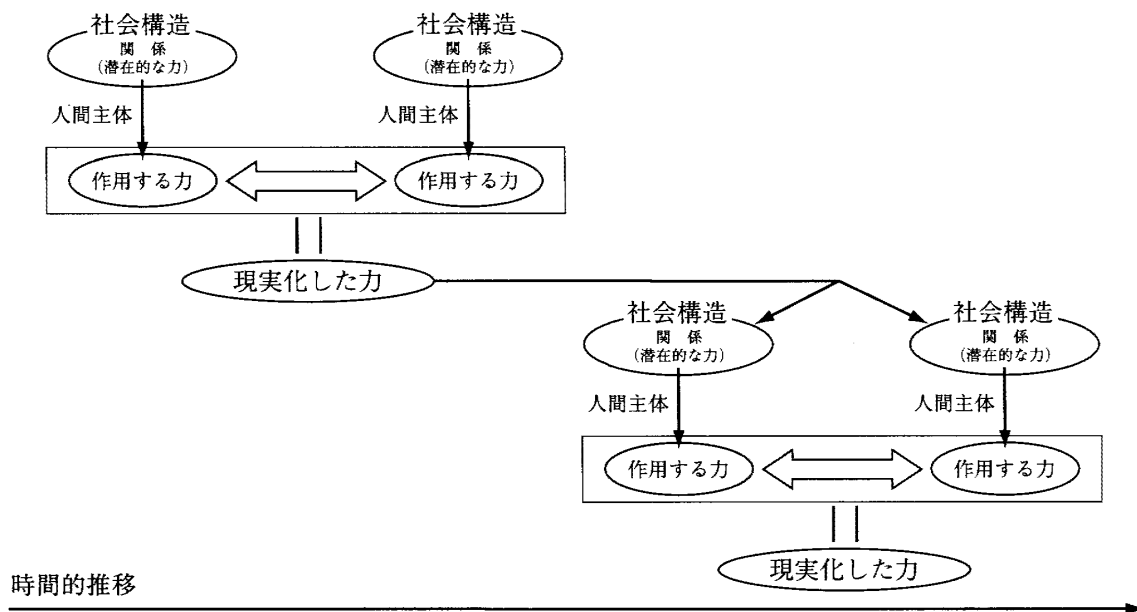
しかし他方で、社会構造は人間主体に「完全に依存」している。社会構造は、自発的に行動をするわけではないという意味で、それ自体で一定の実体を持っているわけではなく、人間行動を通じてしか自らの形態を維持・再生産でき

53) 比較図は拙著第1部から引用。

54) TMSA モデルの図は拙著第1部から引用。

55) 単に下方還元モデルと上方還元モデルとを折衷しているわけではない。社会構造と人間主体との絡み合い、相互浸透を重視するわけだが、そのためには「社会構造」と「人間主体」をどう概念化し、その絡み合いをどのように説明するのが重要になる。

TMSA モデル



ない。この特徴を掴んでおくことで、社会構造を「実体化 (reification)」することが回避される。

この「主体依存性」という特質は、社会構造の実在性のあり方に特殊な性質を与える。すなわち、社会構造は主体的実体を持つわけではないことで、「直接的に (perceptual criterion)」それ自体が実在性を表出させるのではなく、社会構造が持つ「因果的作用の効果／結果」が「人間主体」を通じて表出されることを感知することによって (causal criterion)、その「実在性」を証明する。

換言すれば、社会構造は直接的に観察できるわけではないが、「因果的作用が生み出した結果・効果」を感知することで、因果的作用を持つ社会構造は単なる理論的な構築物でもなければ、主体性を持つ「実体」でもない、実在的領域で実在すると考えるわけである。

選択力・意思決定力

このように、CRにおける社会構造の実在性には特殊性がある。このことは「人間主体」が無視されることなく、その「自律性 (創発性)」は人間主体の「選択力・意思決定力」として担保されることを意味する。

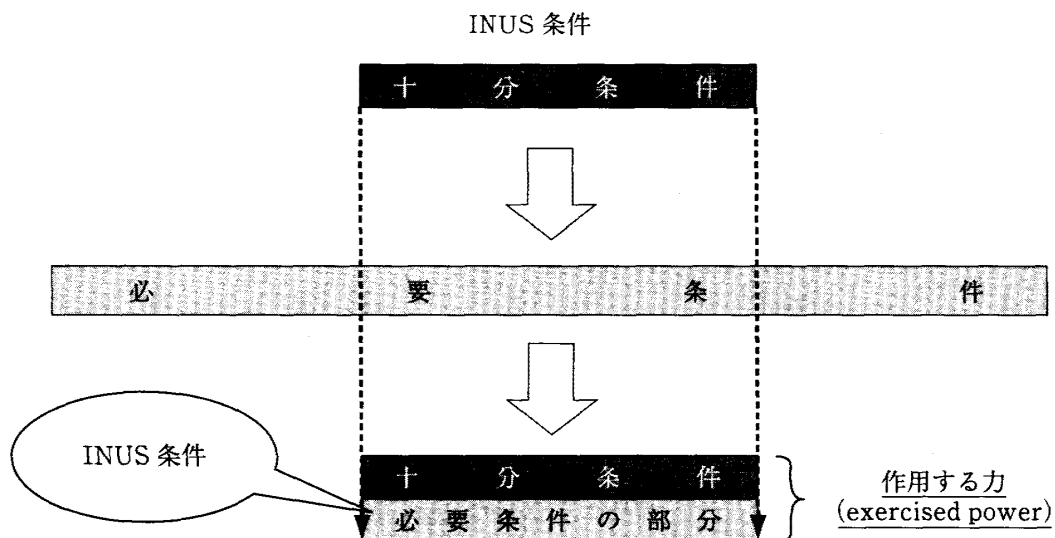
すなわち、事象レベルで感知できるのは人間主体の選択力・意思決定力であり、「別の選択をすることで別の効果 or 結果を生み出すことができた」という意味で、人間主体には自律性が担保される。社会構造は単なる「必要条件」を提供しているだけであり、当該の人間主体の選択力・意思決定力によって、具体的な事象は変化するのである。

以上のことより、人間主体は、自らの選択力・意思決定力によって、自らの意図を実現すると同時に社会構造の実在性を表出させ、ある事象のより具体的形態を規定する力を保持しているわけである。

④ INUS 条件と TMSA モデル

こうして TMSA モデルの具体的内容を提起することができる。従来の主意主義的な下方還元モデルでもなければ、構造主義的な上方還元モデルでもない、社会構造の「再生産と変形」と人間の主体の選択力との合成を中心としたモデルである (TMSA モデルの図は上記)。

人間主体は、自らの目的を達成するための意図的／意識的活動によって社会構造を作り出すわけではなく、先行する社会構造を、行動する上での「必要条件」として利用せざるを得ない



側面が存在するのであった。

そのような意味で、人間主体の具体的な活動を通じて、社会構造は「再生産・変形・修正」される。社会構造は「INUS 条件」を満たすという意味で、因果的作用を保持した実在であると概念化される。

ここでいう「INUS 条件」⁵⁶⁾とは以下のような条件を満たす存在をいう。

すなわち、「因果的作用を保持する」とは、その存在自体が力を保持している場合だけでなく、「ある特定の社会事象の生成・出現にとっては十分条件となっているような諸条件うち、必要条件の部分」も含まれる。

社会構造は、人間主体の選択や意思決定という力をそれ自体で保持しているわけではないが、人間主体の「潜在的な力」が発現するための必要条件を提供するという意味で、自らの「潜在的な力」を人間主体の「潜在的な力」と合成させて、「作用する力」を生み出す。以上の説明における「社会構造」は、まさにINUS条件を満たしているといえるだろう。

最後に INUS 条件の概念図を上記に掲げておく。

(受理 2007年10月2日)

56) 「INUS 条件」については、John Mackie, "Causes and conditions", In Myles Brand (ed.), The Nature of causation, Urbana, University of Illinois Press, 1976, p.309を参照せよ。